

小児科や産婦人科の 開設・増改築を支援します！

小児科 最大 3,000 万円
産婦人科 最大 6,000 万円
を補助します！



水戸市では、小児科医の高齢化が進み、休日夜間緊急診療所や小児健診にご協力いただける小児科医の確保が年々難しくなっています。また、産婦人科でも、医師の高齢化等により、閉院や分娩の取扱を休止する医療機関が増えてきています。

そこで、市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進するため、小児科や産婦人科の医療施設を新たに開設や増改築に補助を行い、水戸市の地域医療に貢献していただける方に支援をいたします。

補助の対象

【①対象事業】小児科及び産婦人科医療施設事業の対象は、次のとおりです。

〔施設設置事業〕

既存地における新設 / 移転新築 / 賃借地・建物における新たな開設

〔施設増築等事業〕

既存施設の増築、改修等（長寿命化、改良など）

【②対象者】次のすべての項目に該当する方

- 市内において**小児科**又は**産婦人科**（分娩を行うものに限り、）の医療施設を設置又は医療提供の向上のために増改築し、10年以上継続して当該医療を提供しようとする方
- 小児科は小児科専門医の資格を有する方。産婦人科は産婦人科専門医の資格を有し、かつ母体保護法指定医師である方
- 一般社団法人茨城県水戸市医師会に加入し、水戸市休日夜間緊急診療所、水戸市立学校の学校医その他市が実施する事業に協力できる方

補助金額

医療機関の開設・増築等に係る費用の1/2を補助します。

ただし、小児科は 最大3,000万円 まで / 産婦人科は 最大6,000万円 まで

※土地・建物・設備等の購入費、工事費・改装費または賃借料

※増改築は半額となります。

募集件数

小児科：1件 / 産婦人科：1件

【問合せ】



水戸市保健所 保健総務課 地域医療対策室

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 993 番地の 13

電話 029-305-6291 / FAX 029-241-0350

※ 詳しくはお電話にてお問合せくださるか、水戸市ホームページ
(<http://www.city.mito.lg.jp/>) をご覧ください。